

(公印省略)

高齢福第3341号  
令和2年3月25日

各通所介護事業所	管理者	様
各通所リハビリテーション事業所	管理者	様
各短期入所生活介護事業所	管理者	様
各短期入所療養介護事業所	管理者	様

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

通所介護事業所等におけるサービス利用調整等の検討及び  
感染症予防対策の確認について（依頼）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、平素からご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、現在、本県では、大分市内において、新型コロナウイルス感染症による患者の発生が相次いで確認されており、県内の介護保険事業所の利用者や職員に対しても、感染が拡大するリスクが高まりつつあります。

新型コロナウイルス感染症は、高齢者が重症化しやすいとされていることから、今後、万が一、通所介護事業所等において感染者が発生した場合には、県では、国の通知に基づき対象となる事業所に対し、高齢者への感染拡大を防止するため、サービス提供の縮小や、さらに感染が拡大する場合には休業を要請することも考えられます。

つきましては、こうした現状を踏まえ、別紙1の例示等を参考に、利用者やその家族、居宅介護支援事業所等と相談の上、対応期間を概ね2週間程度と見込み、サービスの利用調整や代替サービスの確保等について、あらかじめ検討していただくようお願いいたします。

また、日常業務における感染症拡大防止のためには、外部からの新型コロナウイルスの侵入を防ぐことが重要であることから、別紙2のチェックリストによる確認を実施するなど、更なる感染症防止対策の強化をお願いいたします。

[お問い合わせ先]

高齢者福祉課 介護サービス事業班

担当：梶原、中村 TEL (097) 506-2682

## 別紙 1

### サービス提供の縮小に備えたサービス利用の調整の準備の事例 (2週間程度の期間を想定した取組)

#### 1 利用者の状況の把握

- ・利用者の体調、家庭環境、緊急連絡先等を把握する。

#### 2 サービス利用調整の検討

- ・利用者ごとの対応を検討する。(通所介護事業所職員による訪問、他事業所の利用や訪問介護への振り替え、利用回数の削減、介護度の高い利用者を優先、入浴・食事の提供の中止、利用の休止など)
- ・サービス提供の縮小や休業となった場合を想定して、サービスの必要性等について、居宅介護支援事業所と具体的に協議する。

#### 3 家族への説明

- ・サービス内容に変更があり得ることを、利用者家族に対し、個別に丁寧に説明する。